

令和5年度「食品表示適正化強化月間」実施結果(夏期)

1 食品表示監視指導

(1) 合同監視

食品の監視にあたり、複数の対象法令担当者が合同で実施する監視を、「合同監視」と位置づけ、令和5年7月(夏期)の月間中に立入検査実施270回(令和4年度比129%)、延べ14,484品目(同208%)を監視したところ、延べ213品目(同141%)の不適正表示を発見し、製造者、販売業者等の表示義務者に対して適正表示を指導した。

※実施回数は県が実施した回数。調査品目数・不適正品目数は岐阜市保健所実施分を含む。

	立入検査実施回数	調査品目数	不適正表示品目数	不適率
令和5年度夏期	270	14,484	213	1.5%
令和4年度夏期	209	6,947	151	2.2%
令和3年度夏期	211	9,531	231	2.4%

(2) 月間中の各法令に基づく監視

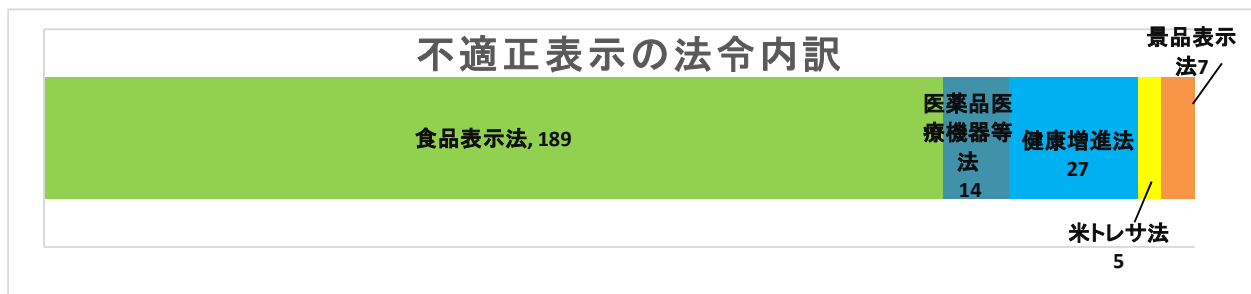
各法令に基づく全立入検査実施回数(単独法令に基づく監視に上記の合同監視を加えた立入検査実施回数)は、1,086回(令和4年度比163%)、延べ15,751品目(同198%)であり、延べ242品目(同148%)の不適正表示を発見し、製造業者、販売業者等の表示義務者に対して適正表示を指導した。

※食品表示法、医薬品医療機器等法、健康増進法の実施回数及び品目数は岐阜市保健所実施分を含む。

法令	立入検査実施回数	調査品目数	不適正表示品目数	
食品表示法	385	8,827	189	
医薬品医療機器等法	118	1,177	14	
健康増進法	194	3,333	27	
米トレサビリティ法	208	832	5	
景品表示法	181	1,582	7	不適率
合計	1,086	15,751	242	1.5%
令和4年度同期	666	7,971	163	2.0%

(3) 不適正表示について

- ・食品表示法に基づく表示の不適は、生鮮食品の「原産地」の欠落、加工食品の「原料原産地」「添加物」等の表示不備が多かった。
- ・健康増進法に基づく表示の不適は、「健康の保持増進の効果」等の誇大表示の禁止に係るものが多かった。
- ・医薬品医療機器等法に基づく表示の不適は、「医薬品的な効能効果」等の標ぼうであった。
- ・米トレサビリティ法に基づく表示の不適は、「一般消費者へ産地情報が伝達されていない」ことであった。
- ・景品表示法に基づく表示の不適は、「根拠の不明確な優良性の表示」であった。



2 食品表示の適正化に関する活動

(1) 食品表示関連法令講習会

食品事業者、一般消費者を対象に開催した講習会を開催し、適正表示について説明を行った。

※岐阜市保健所実施分を含む。

対象者	実施回数	参加人数
事業者	24	1,833
一般消費者	5	258